

小規模開発協議フロー

小規模開発（千㎡以上3千㎡未満）を行う際には、事前協議をお願いしております。

確認

①関係各課・各所（役場、遠賀消防本部、北九州市上下水道局）との打ち合わせ



関係各課及び関係各所において、十分な協議を行ってください。

申請

②「小規模開発協議申請書」の提出



申請書及び添付書類を関係各課に回覧し、開発協議内容（指摘事項・指示事項が記載）をメールにて送信させていただきます。
受け取ったメールに回答を記載してご返信してください。返信確認後、小規模開発協議会の日程調整を行います。

協議

③ 小規模開発協議会の開催



小規模開発協議会では、開発内容について申請者及び設計者から説明をしていただき、開発内容について協議を行います。

着工

④「小規模開発工事着手報告書」の提出



開発工事へ着手いただけます。この際、工程表の添付をお願いします。
※図面や工期の変更があった場合は速やかに変更後の図面の提出をお願いします。

完了

⑤「小規模開発工事完了報告書」の提出

開発工事が終わりましたら、速やかにご提出をお願いいたします。
なお、併せて、工事完了検査の日程調整を行います。